

石上宅嗣と最澄の奴婢解放観について

齋 藤 圓 眞

鑑真に從つて來朝した天台僧思託によつて延暦初頭に撰述された『延暦僧録』は、早くに散逸した為、今日ではその殘簡が『日本高僧伝要文抄』、『扶桑略記』、『東大寺要録』、『本朝高僧伝』等の中に見出されるだけであるが、そのうち『延暦僧録』を最も多く援用している『日本高僧伝要文抄』には奈良時代に文人として名の知られた石上宅嗣の伝記が芸亭居士という居士号を附されて収められている。

石上氏はもとは物部氏で、宅嗣の祖父の麻呂、父の乙麻呂、宅嗣と父子三代の作品が『万葉集』に収められる珍しい歌人一族であり、『懷風藻』、『經国集』にその詩が載せられるという漢意に通じた文人達であった。更に彼等は、麻呂が天武天皇五年に遣新羅使として半島に渡り、乙麻呂は渡唐できなかつたものの天平年間に遣唐使に任ぜられ、宅嗣は天平宝字五年に遣唐副使に任ぜられるという当時のいわゆる国際派一族でもあった。宅嗣は、淳仁天皇と孝謙上皇との不和による遣唐使派遣中止の為、入唐こそできなかったものの、宝

龜十年には唐の使者孫興進の饗応時の宣勅使をつとめてゐる。こうした石上一族は又別の面をも備えていた。麻呂は『続日本紀』巻七の卒伝に、その死に際して「百姓追慕。無_レ不_レ痛惜焉」と特記されている如く、左右大臣に任ぜられて善政を布き、民心を収め、その徳を仰がれた官人であった。一方乙麻呂は恋愛事件によつて土佐国へ配流されるという詩人的奔放さを有する反面、召還後すぐ西海道の巡察使として肥後国の洪水と地震による慘状を目のあたりにして、帰京後田租の原免を上奏した人であった。斯様な祖父と父を有する宅嗣は、藤原良繼・佐伯今毛人・大伴家持等と時の專制的な権力者藤原仲麻呂の排斥を企てる血氣盛んな三十代を過した後、晩年には大納言正三位にまで昇進した。そしてその卒伝によれば自らの旧宅を阿閑寺とする一方、その一隅に「内外両門本為二体」との考え方に立脚して「為_レ助_二内典_一。加_二置外書_一」芸亭院を設けて、閱覽を希望する好学の士に広く開放したのである。因みにこれは我国最古の図書館といわれ

る。又彼は思託撰述の『大唐伝戒師僧名記大和上鑑真伝』を基に淡海三船が撰した『唐大和上東征伝』の巻末に、思託・法進等と共に鑑真の入寂を傷む五言律詩を製している様に、鑑真・思託・法進等と知己の關係にあった。

扱て、その友人思託の『延暦僧録』中の芸亭居士伝によると、宅嗣は梵行という法号を有し、「单持一鉢。手貫三衣」と共に「仰四真諦。歸心三宝」という出家同様の生活を送る一方、「芸亭東北建三方丈室。唯留一床。斋心六時。存念三宝」していた。しかもその撰する『三蔵三頌』は唐使に託したところ、当時の長安仏教界の重鎮飛錫等が日本国にも維摩居士がいたのかと訝ったとされる程のものであったという。又『東域伝燈目録』によると宅嗣は『浄名経讃』を撰述しており、さながら彼自身維摩居士たろうとした趣きがあった様である。更に彼には行基の行迹や、最澄の『六条式』を想起せしめるような「堅山穿沼植竹栽花。橋渡生死之河。船濟投於彼岸」という社会事業的な活動があったという。こうした宅嗣の仏教への傾倒と、仏教の慈悲の精神を自らの行動として社会の中に具体化する姿に、思託は居士号を奉じて『延暦僧録』中にその伝記を収めたと思われる。

更に彼には「放婢奴出賤」という行迹があったという。これは恐らく奴婢を賤身分から解放して良民とし、これを出家せしめて阿闍寺の僧とした事と考えられる。しかし当時の

律令体制下では唐制に則った良賤制が確立しており、奴婢はその中で賤民中の陵戸・官戸・家人の下位に官奴婢・私奴婢として位置する社会の最下層の人間で、その売買・譲与・質入は所有者の自由という家畜同然の存在であった。しかも奴婢は良民の三分の一の口分田を班給されながら課税の対象外とされていたので、これを所有する中央貴族や地方豪族にとって有力な財産となっていた。そしてその供給源は非常に限られており、官奴婢の場合専ら蝦夷の捕虜、没官者の奴婢、或いは朝鮮半島諸国からの朝貢であり、民間では主家に生まれた家生奴が大半であった。従って奴婢は主家の貴重な資材であり、その上我国では中国よりも良賤間の差別が厳しかった。それだけに奴婢の解放例は極めて稀少であったのである。その頃の奴婢解放の例には、神護景雲元年から三年に至る間に寺院造営の労働力確保の為、幾度か大寺院の寺奴婢を解放して姓を与えて良民としたり、鹿島神宮の神奴が良民とされたものがあったが、これは称徳・道鏡政権下の特殊例であって、通例奴婢が放賤従良されたのは東北地方の軍事基地建设の為に送られたり、略取されて奴婢として売られたり、誤って奴婢として登録されたりした場合及び大赦令によるものであった。

ではこうした奴婢の存在を仏教では当時如何に考えていたかという点、天平年間盛んに書写された『仏説輪転五道罪福

報応經」では「為_レ三人奴婢。負債不_レ償故。為_レ三人卑賤。不_レ礼_二三宝_一故。(中略)好喜盜_二人財物者。後墮_二奴婢牛馬之中_一。償_二其宿債_一」とされている。そして奴婢は僧尼令布施条に「凡

畜会不_レ得_二以_二奴婢。牛馬及兵器。死_レ布施_一。其僧尼不_レ得_二輒受_一」とある如く布施として受けることを禁じられていたが、實際は中国の場合と同様盛んに寺院に寄進され、彼等は賤院に住して寺域や寺田の労役に従事していた。中国では『高僧伝』巻十に出る慧安や慧遠の如く、寺奴婢から出家を許され後に高僧となった例も見られるが、『十誦律』巻二十一に「語_二諸比丘。從_レ今奴大家不_レ放。不_レ應_レ與_二出家_一。若與_二出家_一。得_二突吉羅罪_一」とある様に小乗律では奴婢出家を禁じており、律令制護持を旨とする我国僧綱の下では僧尼令出家条の義解に「其依_二内教_一。奴婢者不_レ許_二出家_一」とあるのがその基本的立場であった。但、同じ義解中に「尚放_二賤成_レ良訖_一後。自欲成_二僧尼_一者。雖_二還俗。更追不_レ歸_二旧主_一也」とある事から、例外的に奴主が自ら願って奴婢の出家を許す為放賤従良した場合は奴婢の出家も認められていた事が知れる。しかし斯様な奴婢出家は奴主の側から与えるものであり、慈悲の立場からする放生思想に通ずるものである。石上宅嗣の奴婢解放もこうした立場からするものであったと思われる。とはいえ上述した様な時代情況下に於けるこの種の宅嗣の行迹は注目に価するものであり、これを居士たる所以の行為とし

て思託は書き記したのであろう。

最澄は『顯戒論』巻上に於いて聖德太子慧思禪師後身説を『延曆僧録』を典拠に述べている事から明白な様に、『延曆僧録』を披読していた。その最澄は宅嗣没後四十年にして、放生思想からではなく『梵網經』に依拠してより徹底した立場からする奴婢出家論を『顯戒論』巻中に於いて展開した。即ち彼は僧綱に対して『梵網經』を引いた後、「明知。奴婢已上。能受_レ戒者。若依_二菩薩戒_一。出家修道。皆名為僧。若請_二僧次_一時。可_レ差_二僧次_一。」と述べ、奴婢も出家の有資格者である事は勿論、一度出家すれば世俗の身分に関係なく先に受戒した者が上座すべきであると明言したのである。この最澄の主張は、その四十六年後の貞観七年三月二十五日に発せられた「國家不放_二之人_一。負債之人。黃門奴婢之類。非_レ是戒器。故佛不_レ聽_二受戒_一」との太政官牒と二重写しで考える時、誠に画期的な発言であったといえよう。他方又これは天平末に「優婆塞貢進解」に修行者の誦誦經典として、或いは写經に於いて、『梵網經』をはじめとする菩薩戒関係の經典が現われ、急激に菩薩戒經典が流布していった時代の流れに即応した主張でもあったのである。

○ 註は紙幅の関係上省略。

(大正大学綜合仏教研究所研究員)